

## 令和5年度戦略的国際共同研究推進委託事業のうち 二国間国際共同研究事業（ドイツとの共同研究分野）

### 1 事業概要

日本とドイツの研究機関が行う共同研究のうち、日本側の研究機関が実施する研究に対し、農林水産省が委託を行う事業です。ドイツ側は、ドイツ国内の研究機関に分担する研究を実施させます。

共同研究課題の採択にあたり、日本国内の研究機関は、共同で研究開発を行うドイツ国内の研究機関との分担を明らかにした研究開発提案書（以下「提案書」という。）を作成し、農林水産省に提出します。採択予定者の選定については、提案書を審査の上、評価結果にドイツ側の意見を反映させて、評価の高い提案が採択されることとなります。

### 2 公募課題

本事業では、「持続可能な農業・食料システムへの移行のためのイノベーションに関する日EU間協力の強化」に関する共同文書を踏まえ、以下の研究領域において、より持続可能な農業生産と食料システムへの必要な移行の支援につながる課題を公募します。

#### （1）植物の健全性及び保護

本分野は、資源やエネルギーの効率的な利用に資する肥培管理や新たな農法、それらに適用される栽培技術等に関する研究を対象としています。想定される研究内容の一例は、以下のとおりです。

- ・ 植物工場
- ・ 病害虫の発生予測モデル
- ・ 高品質な農産物・食品生産のためのデジタル意思決定ツールの開発
- ・ 総合的病害虫管理
- ・ 化学合成資材を用いない病害虫管理
- ・ 気候変動適応等のための環境ストレス対応（育種を除く。）
- ・ 知識移転の改善策の試行等の参加・コミュニケーション手法の開発
- ・ デジタル技術の適切な活用方法の開発等のユーザー指向な新たな技術の開発

#### （2）動物疾病の予防及び管理

本分野は、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱（ASF）、豚熱（CSF）等の動物疾病、薬剤耐性菌や人獣共通感染症に関する予防・管理に資する新たなリスク評価等の手法を対象としています。想定される研究内容の一例は、以下のとおりです。

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ等の動物疾病、薬剤耐性菌や人獣共通感染症の発生と広がりに関する研究
- ・ 動物疾病に対する効果的な管理・予防戦略の開発や評価
- ・ 病原体の拡散予測システムの開発
- ・ 動物疾病に対するワクチン接種戦略の開発
- ・ 知識移転の改善策の試行等の参加・コミュニケーション手法の開発
- ・ デジタル技術の適切な活用方法の開発等のユーザー指向な新たな技術の開発

### 3 委託先等

日本国内に設置された大学、民間企業、国立研究開発法人等に所属する研究者又はこれを研究代表者とするコンソーシアムに委託します。なお、ドイツ食糧・農業省は、所管する下記の12機関に所属する研究者に委託します。

- ・ Julius Kühn-Institute, Federal Research Institute for Cultivated Plants (JKI)
- ・ Johann Heinrich von Thünen Institute, Federal Research Institute for Rural Areas, Forestry and Fisheries
- ・ Friedrich-Loeffler-Institute, Federal Research Institute for Animal Health (FLI)
- ・ Max Rubner-Institute, Federal Research Institute for Nutrition and Food (MRI)
- ・ Federal Institute for Risk Assessment (BfR)
- ・ German Biomass Research Centre (DBFZ)
- ・ Leibniz Institute of Agricultural Engineering and Bioeconomy (ATB)
- ・ Leibniz Institute for Farm Animal Biology (FBN)
- ・ Leibniz Institute Leibniz Institute of Agricultural Development in Transition Economies (IAMO)
- ・ Leibniz Institute of Vegetable and Ornamental Crops (IGZ)
- ・ Leibniz Institute for Agricultural Landscape Research (ZALF)
- ・ Leibniz Institute for Food Systems Biology at the Technical University of Munich (LSB)

#### 4 契約限度額

令和5年度は採択課題全体で19,015千円（消費税（地方消費税を含む）込み）。

#### 5 研究期間

委託契約締結日から令和7年度まで 原則3年間（予定）。

#### 6 研究経費

研究経費は、日本の研究開発実施機関を対象に支払われ、上限額は、上記4に記載のとおりです。ただし、研究経費は、採択審査の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された額で契約が締結されるとは限りません。また、翌年度以降の研究経費は、提案当初の研究費を委託金額として保証するものではなく、運営・評価委員会における研究の進捗状況の点検により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小が適当と判断された場合は、次年度以降、委託費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行います。